

守口市介護保険事業に係る窓口業務等委託事業者公募型プロポーザルに係る質問に対する回答

No	資料名称	頁数	内容	回答
1	仕様書	4	【7. 委託業務に係る事前準備】 (1) マニュアル等作成方針 ⑦受託者が準備したマニュアル等の著作権は、受託者に帰属するものとする。 と記載がありますが、受託者が事前準備をおこなうにあたり、現行受託者からマニュアルの提供を受けられない、という認識で相違ございませんでしょうか。	仕様書P. 8「13. 業務の引継ぎ」(2)に記載のとおりです。 現行受託者は、業務終了時にマニュアル等を含む留意事項を取りまとめた引継書を本市へ提出することとなっております。従いまして、当該引継書を本市から新たな受託者へ提供する場合があります。
2	—	—	印マークの無い様式書類、任意様式の見積書及び見積内訳書は押印不要の認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	募集要領	2	【4 参加手続き】 (3) 提出期間、提出場所、提出書類及び提出方法 提出書類のPDFを電子記録媒体に格納したものを提出とありますが、(様式5) 受託実績に添付する契約書の写しも格納が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。様式5の受託実績に添付する契約書の写しも格納してください。
4	仕様書	4	【8 業務体制】 (2) 業務従事者について ② 少なくとも6名配置とされています、休憩時間も6名を満たす必要がございますでしょうか。	お見込みのとおりです。休憩時間も含め、6名を満たしてください。
5	仕様書	7	11 業務報告 自ら適宜実施状況を踏まえた監査を実施し、本市に報告すること。本委託事業の遂行にあたり、必要な処理判断基準等については、事前に本市を確認を行うこと。 とされており処理判断基準をご教示願います。	各処理の判断基準について、網羅的かつ明確に定めたものではありません。個別の案件の状況に応じて、その都度、市職員と協議のうえに対応いただくことを想定しています。